

各県立学校長 様

教 育 長

「新型コロナウイルス感染症に関する感染拡大防止に係る休暇、
在宅勤務の取扱い等について（通知）」の一部改正について

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（令和3年法律第5号）の施行（令和3年2月13日）に伴う人事委員会委員長通知の改正（令和3年2月17日付け2高人委第193号）等を踏まえ、「新型コロナウイルス感染症に関する感染拡大防止に係る休暇、在宅勤務の取扱い等について」の取扱いを整理し、一部を改正しました。

つきましては、各所属においては、下記の事項について、教職員に周知するとともに、適切な運用をお願いします。

また、臨時的任用教職員及び会計年度任用職員についても同様の取扱いとします。

記

1 主な改正内容（別添「新旧対照表」参照）

（1）出勤困難休暇について

ア 対象となる場合の追加

検疫法第16条の2第1項又は第2項の規定に基づき、職員又はその親族が外出しないことその他の新型コロナウイルス感染症の感染の防止に必要な協力を求められた場合（これに準ずる場合を含む。）で、勤務しないことがやむを得ないと認められるときを追加

イ 感染症法に係る規定の改正

新型コロナウイルス感染症の患者に対する協力要請の明確化（同法第44条の3第2項に新たに規定）

（2）在宅勤務について

現在の取扱いに即した内容に改正

（3）対応一覧表について

想定されるケースの例示を追加

問い合わせ先

高知県教育委員会事務局教職員・福利課
人事企画担当 野崎・近森・池畑

TEL:088-821-4903 FAX:088-821-4725

【分類番号 02-03-9999】

新 旧 対 照 表

新

旧

新型コロナウイルス感染症に関する感染拡大防止に係る休暇、在宅勤務の取扱い等について（通知）（抜粋）

新型コロナウイルス感染症に関する感染拡大防止に係る休暇、在宅勤務の取扱い等について（通知）（抜粋）

1 休暇の取扱いについて

新型コロナウイルスに関して、教職員が次の場合に該当するときは、公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則第 12 条第 1 項の表の 1 の項の特別休暇（地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等による職員の著しい出勤困難。以下「出勤困難休暇」という。）として承認して差し支えないこととします。

1 休暇の取扱いについて

新型コロナウイルスに関して、教職員が次の場合に該当するときは、公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則第 12 条第 1 項の表の 1 の項の特別休暇（地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等による職員の著しい出勤困難。以下「出勤困難休暇」という。）として承認して差し支えないこととします。

（1）検疫法（昭和 26 年法律第 201 号）第 16 条第 2 項に規定する停留（これに準ずるものを含む。）の対象となった場合

（1）検疫法（昭和 26 年法律第 201 号）第 34 条第 1 項の規定に基づく新型コロナウイルス感染症を検疫法第三十四条の感染症の種類として指定する等の政令（令和 2 年政令第 28 号）第 3 条によって準用される検疫法第 16 条第 2 項に規定する停留の対象となった場合

（新設）

（2）検疫法第 16 条の 2 第 1 項又は第 2 項の規定に基づき、教職員又はその親族が外出しないことその他の新型コロナウイルス感染症の感染の防止に必要な協力を求められた場合（これに準ずる場合を含む。）で、勤務しないことがやむを得ないと認められるとき

（3）感染症法（平成 10 年法律第 114 号）第 44 条の 3 第 1 項¹又は第 2 項²の規定に基づき、教職員又はその親族が外出しないことその他の新型コロナウイルス感染症の感染の防止に必要な協力を求められた場合で、勤務しないことがやむを得ないと認められるとき

（2）感染症法第 7 条第 1 項の規定に基づく新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和 2 年政令第 11 号）第 3 条によって準用される感染症法第 44 条の 3 第 2 項の規定に基づき、教職員又はその親族が新型コロナウイルス感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者として、当

1 新型コロナウイルス感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者に対する協力要請

2 新型コロナウイルス感染症の患者に対する協力要請

(4) ・ (5) 略

【留意事項】

- ・ 所属長は、当該休暇の承認にあたって、教職員の健康状態等を適切に把握するとともに、状況に応じて、新型コロナウイルス感染症について、関係機関への適切な受診、相談を促してください。（厚生労働省：新型コロナウイルスQ&A参照）
- ・ 感染症法第44条の3第1項又は第2項の規定による協力が求められる場合は、都道府県知事から本人に対して、その協力内容等について事前又は事後に書面が交付されます。
- ・ 新型コロナウイルス感染症患者については、関係法に基づく書面の交付がある場合は（2）又は（3）に、書面の交付がない場合は（4）に該当するものとします。

2 在宅勤務について

新型コロナウイルス感染症対策に伴う在宅勤務については、次に掲げる教職員を対象として実施するものとし、取扱いについては、別紙1のとおりとします。

(1) ・ (2) 略

該者の居宅又はこれに相当する場所から外出しないことその他の当該感染症の感染の防止に必要な協力を求められた場合で、勤務しないことがやむを得ないと認められるとき

(3) ・ (4) 略

【留意事項】

- ・ 所属長は、当該休暇の承認にあたって、教職員の健康状態等を適切に把握するとともに、状況に応じて、新型コロナウイルス感染症について、関係機関への適切な受診、相談を促してください。（厚生労働省：新型コロナウイルスQ&A参照）
- ・ 感染症法第44条の3第2項の規定により協力が求められる場合は、都道府県知事から本人に対して、その協力内容等について書面により通知がされます。

2 在宅勤務の導入について

新型コロナウイルス感染症対策に伴う在宅勤務については、次に掲げる教職員を対象として実施するものとし、取扱いについては、別紙のとおりとします。

(1) ・ (2) 略

3 対応一覧表

上記を踏まえた対応については、別紙2のとおりです。

感染防止の観点から、教職員の状況等に応じて、各制度を利用して
ください。

3 対応一覧表

上記を踏まえた対応については、次のとおりです。

感染拡大防止の観点から、教職員の状況等に応じて、各制度を利用
してください。

		休暇・利用できる制度	
新型コロナウイルス病原体の保有者		出勤困難休暇(1(1)該当)	
新型コロナウイルスの病原体の保有者以外	発熱等の風邪症状有り	出勤困難休暇(1(3)該当)又は病気休暇、年次有給休暇	
	症状無し	感染症法第44条の3第2項に基づく必要な協力を求められた者	出勤困難休暇(1(2)該当)
		親族に症状有り	出勤困難休暇(1(3)該当)又は看護休暇
		濃厚接触者等	年次有給休暇又は在宅勤務(2(1)該当)
		在宅勤務を実施することが適当であると認められる者	在宅勤務(2(2)該当)
		通常勤務	
臨時休校等により子の世話をする教職員		出勤困難休暇(1(4)該当)	

○新型コロナウイルス感染症に関する感染拡大防止に係る休暇、在宅勤務の取扱い等について（通知）

（令和 2 年 3 月 5 日 元教福第 1707 号教育長通知）

改正 令和 2 年 4 月 6 日 2 高教福第 24 号教育長通知

改正 令和 3 年 3 月 9 日 2 高教福第 1621 号教育長通知

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 5 号）の施行（令和 3 年 2 月 13 日）に伴う人事委員会委員長通知（令和 3 年 2 月 17 日付け 2 高人委第 193 号）等を踏まえ、「新型コロナウイルス感染症に関する感染拡大防止に係る休暇、在宅勤務の取扱い等について」の取扱いを整理し、一部を改正しました。

つきましては、各所属においては、下記の事項について、教職員に周知し、教職員の柔軟な勤務体制を確保するとともに、休暇の取得についての配慮と適切な運用をお願いします。

また、臨時的任用教職員及び会計年度任用職員についても同様の取扱いとします。

記

1 休暇の取扱いについて

新型コロナウイルスに関して、教職員が次の場合に該当するときは、公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則第 12 条第 1 項の表の 1 の項の特別休暇（地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等による職員の著しい出勤困難。以下「出勤困難休暇」という。）として承認して差し支えないこととします。

(1) 検疫法（昭和 26 年法律第 201 号）第 16 条第 2 項に規定する停留（これに準ずるものを含む。）の対象となった場合

(2) 検疫法第 16 条の 2 第 1 項又は第 2 項の規定に基づき、教職員又はその親族が外出しないことその他の新型コロナウイルス感染症の感染の防止に必要な協力を求められた場合（これに準ずる場合を含む。）で、勤務しないことがやむを得ないと認められるとき

(3) 感染症法（平成 10 年法律第 114 号）第 44 条の 3 第 1 項¹又は第 2 項²の規定に基づき、教職員又はその親族が外出しないことその他の新型コロナウイルス感染症の感染の防止に必要な協力を求められた場合で、勤務しないことがやむを得ないと認められるとき

1 新型コロナウイルス感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者に対する協力要請

2 新型コロナウイルス感染症の患者に対する協力要請

(4) 教職員又はその親族に発熱等の風邪症状が見られること等から療養する必要がある、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合

(5) 新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校、中学校、高等学校、特別支

援学校等の臨時休業その他の事情（以下「臨時休校等」という。）により、子の世話をを行う教職員が、当該世話をを行うため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合

【留意事項】

- ・ 所属長は、当該休暇の承認にあたって、教職員の健康状態等を適切に把握するとともに、状況に応じて、新型コロナウイルス感染症について、関係機関への適切な受診、相談を促してください。（厚生労働省：新型コロナウイルスQ&A参照）
- ・ 感染症法第44条の3第1項又は第2項の規定による協力が求められる場合は、都道府県知事から本人に対して、その協力内容等について事前又は事後に書面が交付されます。
- ・ 新型コロナウイルス感染症患者については、関係法に基づく書面の交付がある場合は（2）又は（3）に、書面の交付がない場合は（4）に該当するものとします。

2 在宅勤務について

新型コロナウイルス感染症対策に伴う在宅勤務については、次に掲げる教職員を対象として実施するものとし、取扱いについては、別紙1のとおりとします。

- （1）濃厚接触者等（保健所から「濃厚接触者」と特定された者及び濃厚接触者となる可能性がある者をいう。以下同じ。）
- （2）新型コロナウイルス感染症の感染が拡大している地域に勤務する教職員その他感染拡大防止のため在宅勤務を実施することが適当であると認められる教職員

3 対応一覧表

上記を踏まえた対応については、別紙2のとおりです。

感染防止の観点から、教職員の状況等に応じて、各制度を利用してください。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のために実施する対策等（教職員用）

★ : 陽性確認日 ★ : 濃厚接触者と特定された日 ★ : 最後に濃厚接触した日

		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
A (感染者)	保健所 医療機関			入院・療養		★	症状が見られない場合は、感染が確認された日から10日間 ※ 退院等の判断は医師によって行われるため、10日間でない場合もある。 (PCR検査は実施されない。)													
	出勤停止			教職員			出勤停止 出勤困難休暇(1(2)又は1(3)該当)													
	臨時休業						陽性確認日の翌日から休日等を含め3日間 在宅勤務(2(2)該当) ● 休業3日目を目途に消毒作業等を実施する。 ※ 陽性確認日前3日間以上、出勤していない場合は、臨時休業は行わない。													
B (濃厚接触者)	保健所		自宅待機等を要請される期間(保健所から交付される文書またはその他の方法により要請される期間)																	
	出勤停止		★				★													
	陽性確認 (感染者)																			
C 濃厚接触者となる可能性のある者	PCR検査の結果、陰性の場合					◆	出勤停止 出勤困難休暇(1(3)該当) 在宅勤務(2(2)該当)・年休 ◆ 濃厚接触者になる可能性がある場合は、在宅勤務(2(1)該当)も可能 Aと最後に接触した日から2週間を経過する日													
	PCR検査の結果、陽性の場合																			
D その他	同居の家族等が濃厚接触者(B)と特定された場合	同居の家族等が濃厚接触者(B)と特定された場合 Bに症状がある場合 出勤停止 出勤困難休暇(1(4)該当)・看護休暇 Bに症状がない場合 年休・在宅勤務(2(2)該当) ※ 在宅勤務は、感染拡大の恐れがある場合に限る。																		
	本人に症状がある場合	本人に症状がある場合 出勤停止 出勤困難休暇(1(4)該当)・病欠休暇 Aの入院・療養期間終了後 年休・在宅勤務(2(2)該当) ※ 在宅勤務は、感染拡大の恐れがある場合に限る。 同居の家族等に症状がある場合 出勤停止 出勤困難休暇(1(4)該当)・看護休暇 臨時休校等により子の世話をする場合 出勤困難休暇(1(5)該当) 周囲の状況から感染拡大の恐れがある場合 在宅勤務(2(2)該当)																		

新型コロナウイルス感染症拡大防止のために実施する対策等（児童生徒用）

★ : 陽性確認日 ★ : 濃厚接触者と特定された日 ★ : 最後に濃厚接触した日

		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19							
A (感染者)	保健所 医療機関			入院・療養		★	症状が見られない場合は、感染が確認された日から10日間																				
						※	退院等の判断は医師によって行われるため、10日間でない場合もある。 (PCR検査は実施されない。)																				
	出席停止						出席停止 : 上記と同じ期間																				
						※	この期間以外に感染の心配から学校を休む場合も出席停止とする。																				
	臨時休業						陽性確認日の翌日から休日等を含め3日間																				
						※	休業3日目を目途に消毒作業等を実施する。																				
							陽性確認日前3日間以上、出勤していない場合は、臨時休業は行わない。																				
B (濃厚接触者)	保健所		★	自宅待機等を要請される期間			★																				
			※	通常は、最後に濃厚接触した日から10日間																							
	出席停止		PCR検査の結果、陰性の場合										Aと最後に接触した日から2週間														
	陽性確認 (感染者)					入院・療養	★	PCR検査の結果、陽性の場合										症状が見られない場合は、感染が確認された日から10日間									